

## 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年11月11日(金)午前10時00分～午前11時50分(909会議室)

### ○出席委員(11名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	二階堂 武文
委員	尾形 武	委員	山岸 清
委員	渡辺 敏彦		

### ○欠席委員(なし)

### ○議題

#### 1 議会機能継続計画の項目ごとの内容協議

---

午前10時00分 開 議

**(宍戸一照委員長)** ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開催します。

項目ごとの内容協議を議題といたします。

初めに、前回の委員会で項目ごとの検討3回目としまして、災害発生時の議会運営、それから感染症流行時の対応、そしてオンライン会議の導入の検討についてご協議をいただきました。そして、会派にお持ち帰りをいただき、資料の②、第6回会派意見と考え方のおりご意見等がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。今回は非常に会派からの意見の項目が多くなっておりますので、1つずつ事務局より説明し、皆様の協議をお願いしたいと思いますので、このような進め方で進めさせていただきたいと思います。

それでは、第6回会派意見並びに考え方について順次進めてまいりたいと思います。まず、真結の会から出されております防災訓練、年1回実施しを年1回以上実施しに変更してはどうかというような意見から入りたいと思います。

事務局、説明お願いいたします。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** それでは、④資料でございます。真結の会のほうからいただいたものです。今委員長からあったとおり、前回確認しましたが、防災訓練のところでございます。前にお示ししたときは定期的に実施ということで案を示したところ、具体的に時期ですとか回数というところ

ろで示してはというご意見を踏まえ、前回お示ししたのが年1回実施ということでお示しをしましたが、ご意見として年1回以上というふうに変更してはどうかというふうなご意見がございました。前回、年1回実施でこの委員会の中では了というふうな確認をしたというふうに思っておりましたので、改めてご意見いただいたところですので、こちらについて修正するかどうか皆さんのほうでご協議をいただければというふうに思います。

説明は以上です。

(**宍戸一照委員長**) 今事務局説明のとおり、前回確認して、年1回ということでこの委員会で確認したところでありまして、真結の会から実効性を高めるために年1回以上実施してはというふうなことでの変更という修正の提案が出されましたので、それについて協議したいと思います。ご意見あればお述べください。

(**後藤善次委員**) 真結の会さんにお尋ねします。

これは趣旨的にどういう趣旨なのですか。

(**尾形 武委員**) 年1回という固定をしないで、最低年1回以上はやりましようねという意味でございいます。だから、何回とか数回やれという意味ではなくて、年1回に限定的にしないほうがよいのではないかということございいます。

(**宍戸一照委員長**) 後藤委員、よろしいですか。

(**後藤善次委員**) はい。

(**宍戸一照委員長**) ほかにご意見は。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) とにかく開催はするけれども、最低は年1回はやりましよう、あとそれ以外についてはそのときの状況によって加えてもいいのではないかというようなことが真結の会さんのご意見でございいます。この修正について異議がなければ、改めて年1回以上ということで変更しての了解としたいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、年1回実施を年1回以上実施に変更するというご了解いただきました。

次に、市民21さんから出されております先ほど来の7ページの6、行動基準について協議をしたいと思います。

事務局、説明お願いいたします。

(**総務課課長補佐兼庶務係長**) それでは、市民21さんから複数ご意見いただいておりますが、まず1つ目です。計画案のほうの7ページ目の6の行動基準のところも確認していただければと思いますが、前々回に緊急性がある場合、直接議員の皆さんから支所等へ連絡するというような部分の協議をさせていただいたときに、その緊急性がある当局に伝えた情報を議長または議会対策会議へ報告したほう

がよろしいのではないかという意見を踏まえまして、この規定を前回お示しをし、確認をさせていただいたところでございました。意味合いとしましては、まず21さんのほうのご意見としては、その理由として、この規定を入れないほうがよいのではないかというようなご意見です。これらを入れることによって議員の活動が制約される可能性が高い、また議長に報告してもそれがどのように活用されたり、またフィードバックされるのかが不明だというようなご意見でございました。

こちらのほうの項目を入れた部分については、1つはその情報を災害対策会議の設置をするかどうかの判断基準の一つとしても使えるのではないかというようなご意見がそのときにあったということになります。また、事務方としましては、そういった当局に上げた情報を議長のほうに報告をいただき、事務局としてそういったものを把握して、具体的なものを手元で資料としてまとめておくというような意味合いもあるのかなというふうなところでございましたが、改めて21さんの意見を踏まえてどのようにするかご協議をいただければというふうに思います。

説明は以上です。

(**宍戸一照委員長**) 前々回修正をして加えて、緊急性がある場合として議員が直接市に連絡をした場合には、その内容を所定の様式等により、議長または議会対策会議へ報告すると、つまり今事務局から説明がありましたように、地域の状況というものをやはり災害対策会議並びに議長として集約をするという、情報を取得するというふうな意味合いもあるので、報告したほうがいいのではないかというのが前々回の意見の趣旨でございましたので、フィードバックされた結果というものを公表するか、そういうふうな目的ではなかったというふうに前回までの協議では理解するところでございました。それがこのような形で市民21さんからご意見が出されたということでございますので、21さんのほうからこの点について何かご意見があれば。

(**石原洋三郎委員**) 意見としては今事務局から言っていたとおりでありまして、議員活動をす  
る上においては情報を上げないほうが後々やりやすいのではないかな、例えば片方の議員の上げた情報が実現して、片方の上げた情報が実現していないというようなことになる、こちらはできて、こちらができていないとなると、後々災害対応においてもやりづらくなるのではないかという意見があったところでありまして。基本的に市当局の災害対策本部が立ち上がったときに、議長が判断するにおいて、市当局からそういう市内の各所の被害状況を入手することもできるので、全体的には市当局に上がったものを入手したほうが的確な状況判断もできるのではないかという意見があったところでありまして。

(**宍戸一照委員長**) 今21さんから会派の考え方というか、そのように意見が出されたところでございますけれども、これに対して皆様ご意見があればお述べいただきたいと思います。

(**渡辺敏彦委員**) 緊急性がある場合の話だね。

(**宍戸一照委員長**) そういうことです。

(**渡辺敏彦委員**) 市当局で見つけなくて、例えば議員が見つけたときにどうするかという話でしょう。

だから、単純に例えば市当局で分かっていないのであれば、市当局にこっちから通報してやれば、その枠の中に入るから、対応しやすいということでしょう。議員個人が云々という話になると、被害があって、それを議員が分かったとするでしょう。それを当局に言ってやって、やるかやらないかは当局で決める話でしょう。そうすると、誰に言われたから、やったとかどうのこうのというよりも、誰が見たって同じ理屈なのだよ。だから、議員個人がどうのこうのというのではないと思うのだよ。緊急性がある場合だから、議長に報告するかしないかだけの話でしょう。議会としてもこういう情報が集まったよというパフォーマンスなのだから何だか知らないけれども、どっちでもいいと思う、俺。どっちでもいいと思うというのは失礼だけれども、あんまり影響ないのかなと思うよ、そういうところは。当局にしっかり情報が行っていれば。

**(羽田房男委員)** 意味分からないのですが、議員個人の活動を制約する可能性が高いってどういう意味なの。緊急性が高いのだよ。緊急性が高いときに議員個人の活動を制限するってどういう、事例をちょっと示してほしいのだけれども。緊急性が高いときに議員個人の活動ってどういうこと。何を優先するのかなと思ったの。緊急性だから、何をするのかといたら、情報提供をきちんとして、そして今何をなすべきかということをお皆さんで議論してやるための緊急性の対応だから、そのときに議員活動って、イメージが全然私出てこないのです。ちょっと説明してください。

**(石原洋三郎委員)** 市民21としての意見なのですが、例えばAさんが議長に報告して、この道路が例えば陥没していますよと報告したときに、今度Bさんも同じようにこっちの道路が陥没していて大変ですと。Bさんのほうはすぐやってくれたけれども、Aさんのほうはやってくれないといったときに、議長は何をやっているのだと、すぐやってくれるべきではないかとか、そういう話になって、あるいはこの情報に関して当局が片方だけ先にやってくれるというのは何かあるのではないかとか、あと会派ごとによっては全くやってくれている会派もあれば全くやっていない会派も出てきたとすると、当局の判断基準云々以前に会派ごとに、例えば、あるいは議員によって差が出てくるというふうに誤解されてしまうケースもあるのではないかというような趣旨ではあったのですが、議長は当局に緊急性高いから、やってくれと言ってくれるのかという話でもあったのですが、けれども。

**(石山波恵委員)** 気持ちというか、何となく分かる気もするのですが、やはり緊急性がある場合で、みんなAさんもBさんも道路大変だということで、その中で当局として今みんな大変だけれども、どこができるかということで、この議員が言ったから、やる、この議員が言ったから、やらないというよりも、一番やはりできる部分のところを優先して、緊急性がある場合なので、判断し、実行されると思うのですが、その場合はやはり議長または議会対策会議のほうに一応、何の目的のために報告というよりは、耳に入れておいて、ここも大変だなという部分の一つと考えれば、報告しないほうがいいのか云々よりは、耳に情報の一つとして入れながら、あとは対策できるところからという考えだと、別に削除しなくても私はいいのではないかなという思いです。

(羽田房男委員) 目的のところを、議会の機能継続計画案の目的のところを読んでいただければ、そういう発想になるのかなというのはいちよつと、議会機能の維持と早期回復を図るため、必要となる組織体制や議会、議員の役割など定めた議会機能継続計画を策定するという目的であれば、一議員の要望とか、議員の行動が制限されるという、まだ分からないです、私そういう発想が。この目的を変えれば、それは今お示しをいただいた議員の行動制限、Aさんのところは要望でやったけれども、Bさんのところはやっていない、そういうことの理屈になるかもしれないけれども、議会継続計画の目的のところにはそういうふうには示していないのです。ですから、理解できないというのはそういうことなのです。何のために目的があって、この間ずっと議論してきたのかということです。ですから、先ほどの議論の中で真結の会の中から定期的にというのを僕たちはきちんと期間を示すべきだという意見の中で1年ということだったら、それ以上、1年に1回以上という、それは容認できるのですが、目的からして今おっしゃったのはどうも、私の理解度が足りないのしょうけれども、ちょっと理解ができないので、持ち帰るという形になるの。どうなのだろうか。

(宍戸一照委員長) 持ち帰りとかではなくて、前回の、今羽田委員からも、あと石山委員、渡辺委員、あと後藤委員からも発言がありましたように、大体は緊急性の情報を提供するというのが今回のこの項目を入れたというふうなこと、あくまでもこれは市民主体の、我々議員と市は市民本位の安全性というものをいかに確保するかということが大きな目的でありますから、そのために緊急性のあることについては情報を提供して共有も図りましょうと、議長に報告するということが、我々議員間も情報を共有しましょうということであって、なされた結果を問うているわけではないので、できた、できなかったの結果を問うているわけではないので、ここの場合の趣旨としましては、あくまでも情報共有も図りましょうということで議長に報告しましょうというのが本来の趣旨でございますので、大方の皆様のご意見はその点に一致しているのではないかと思いますけれども、そのようなまとめでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) とにかく緊急性がある場合は議長に報告するというふうな……

(渡辺敏彦委員) 結局直接当局のほうに連絡するでしょう、議員が見つけたやつは。あとは、まず支所とか何かに上がってきたものも本部に上がるでしょう。それで俺はいいのでないかと思うのだよ。そうすると、まとまったやつは議長のほうに報告当局から来るでしょう、多分。来なければしょうがないのだから、多分来ると思うのだ……

(宍戸一照委員長) 被害状況の調査ですね。

(渡辺敏彦委員) そうすると、逆に今度議員がいっぱい、普通の議員がだよ、プロではないのだから、そいつらが被害一生懸命探して当局にがんが言言ってやって、議長にまで報告して、俺はいっぱい見つけたぞなんていうのはなじまない話なのだから、さっき言ったとおりに、当局にきちっと言って、その対応をしてもらえればどっちでもいい。

(白川敏明委員) 確かに緊急のときに当局に入れるではないですか。そして、もう一回議長に連絡なんてはできませんよ。だから、当局のほうからの情報はまとめて議長のほうに行くなりしなくてはならないのではないかと思うのです。自分のこと考えて、一回当局に連絡して、もう一回議長になんていうことはしませんから。

(宍戸一照委員長) 今白川委員からもありましたように、結局結果として議長にも報告はしておきますと、意見の情報を集約しておくということで皆様の意見は大体一致したのかなと思いますので。

(石原洋三郎委員) 確認なのですが、そうすると基本的には情報提供の目的というのはあくまで議長の状況判断のためということによろしいのですか。

(宍戸一照委員長) 議長の状況判断と同時に、やはりこういうふうな箇所についていたしましたというふうなことの結果報告、情報提供したよと、それを当局が集約をして、それぞれのいろんなラインから入ってくるでしょうから、それをまとめて当局は災害状況というものを判断する材料の一つとする確認です。

(尾形 武委員) 議会機能継続特別委員会として災害対応に対する議会对策会議を立ち上げたからには、やはり議員活動は緊急性がある場合、市当局に通報した場合、それだって議会对策会議に当然報告するのがこれは一番の肝なのです。議員みんなで議会災害対策をしましょうねと、こういう会議なのだから、当然個々の活動だって議会对策会議に報告して情報の集約を図るというのは最大の目的になるのではないのかなと思うのです。ですから、これは当然の行動だと思うのです。

(白川敏明委員) 別に議長に情報が伝わればいいのです。だから、議員からの報告は1か所でいいと思うのです。当局に一報すれば、そこからつながるといことにおけばそれでいいのかなと思うのですが。本当に2回も連絡しますか、あれのときに。自分現場にいてなったときに、やらなくてはならないときに同じことを2回もやると、それは無駄というか、できないと思うのです。

(尾形 武委員) 緊急性のある場合ですので、まずは当局に通報する、そして間髪を入れずに議長に報告するというのではなくて、間を置いたっていいのです、これ。緊急性なのだから。非常事態なのだから。すぐに報告するというのではなくて、こういうことがありましたよと後で報告したっていいわけだから、行政に要望したから、行政から議長に回ってということではなくて、議会活動の中においてそれは議会側としての、議員としての当然の報告義務に当たるのかなと思うのです。

(白川敏明委員) 義務っておかしいのではないですか、それ。責任というのはおかしいと思います。緊急のときには、いろんな災害とか何かのときには、私ら本当ヒアリングでも何でも現場に行って、地区の皆さんといろいろやらなくてはならないわけです。皆さんのために何ができるかということあれですけども、そういうことをやっているときに、その場ではできません。後からなってくると、あれという、冷めてくると報告の仕方も変わってくると思うのです。それはそのときの状況をそれなりに伝えるのは当局に一回連絡して、そこから伝わっていくのが一番のいいことではないかと思うのです。何回も言うのですけれども。

(渡辺敏彦委員) 被害を議会に上げる。そうすると、被害の集約を当然ながら当局でやって、トータル的なものが議長にも来ると思うのだ、被害の状況は。議会に上がったものは当局触れないから、議会事務局で集計したりする、議会に上がってきたのはこうだよ、議会事務局でも集計したりしながらやるということでしょう。議長のところに上がってくれば、議長が一生懸命足すわけでないのだから。同じデータが当局から議長のほうに来るでしょう。議会对策会議というのは何やるか、当局から被害状況が来たときに、議会として何できるかということの検討だったら分かるのだ。それを当局と同じように、あるいは消防団と同じように被害調査をすることが仕事になってしまうと大変だなと思うのだ、議員が。その辺はどういう考えでやればいいのか。被害調査までして、その被害対策もして、避難所設営も……口出すなど書いてあるけれども、その辺はどうなの。議会事務局で例えば議長に我々が緊急性あるからと出したものを、当局へはいっぱい行くけれども、こっち上がったものをあなたらが集約してくれということになるのか。議会では何ぼ上がりましたよと。

(議会事務局次長) 今お話しされているのは、緊急性がある場合の情報ということだと思うのですが、緊急性のあるものについては直接当局側に連絡をしていただくということで、当局のほうでタイムリーに情報を捉えて、情報共有会議下のほうでやって、その情報が本部のほうに上がるというような状況で、本部を開くのはそんなに多くはないのですけれども、情報共有会議は2時間に1回とか、そういった頻繁に会議をやっています。そういった情報が逐一議長のところに来るわけではないので、災害対策本部に事務局長が出席をしますので、本部が開かれたときの情報は議長のところには上がってくるというような流れにはなりますけれども、議員さんが2回報告するというので、緊急時本部のほう、当局に連絡をして、ある程度落ち着いてからこういったこともありましたよということ、議会側のほうに提供いただくということで、本部の情報が議会に来るよりも早い段階で議員さんからこういった情報を上げましたというのが来る場合もありますし、議員さんから議会に来る情報が遅ければ本部からのほうの情報が早い場合もあるということで、議会事務局側が上がってきた情報の集計はしますけれども、それを処理する、ここをやってくださいとか、そういったことはないで、その集約した情報を議会議長、そういったところと共有するというような作業になるので、実際現場に行ってもどうのこうのというのは議会事務局では出てはきません。

(羽田房男委員) 議会、議員、事務局の役割ということで、(2)番で議員の役割ということで示されておるので、ここは確認をされてきたわけですので、①から④まで示されているのですけれども、私たちは知り得た正確な情報を積極的かつ適切に提供したり、これが④番ですけれども、当然安全に留意してということで、地域における被害状況や被害者の要望等の情報収集に努めて、必要に応じて議会に情報を提供するということは③番にあるわけですから、②番については追記をした部分なので、そういう意味では僕たちができるのは実態を報告することで、この水道管が破裂したので、これをやってくれという、そこまで僕たち議会継続のこの特別委員会では、やるのであれば議員の役割という(2)番のところにもまたとか、ただしとかという書きをつけないと、そこまでは災害対策のために

何々をしなければならぬみたいな、努めるとかというふうには書かないと、そこがない限り、私たちが示されているのは議員は①から④ですよということで、②は追記をして、それは確認をされたのだと私は認識しておりますので、委員長のほうでまとめていただいて、議事進行していただければと思います。

**(宍戸一照委員長)** 今回の議論としては、ここの部分の追記の部分で前回やったことについて追記しないほうがいいのかどうかという部分の判断でありますから、皆様の意見の大勢としては追記してこのままでよいというふうな意見ということでまとめさせていただきますよろしいですか。

**(佐々木優委員)** 今皆さんから出されているのは、いいよという意見と、入れないほうがいいよという意見出てきていたと思うのです。それで、私もよく考えてみると、私たちが出す情報は、つかむ情報というのは全体の情報ではないので、断片的なものが集まってくると、議長のところへ届くと。でも、本当にそれは断片的なものであって、やっぱり全体の状況をつかむためには全体の情報が必要になると思うのです。なので、断片的な情報を議長に届けるよりも、当局にしっかり届けて、当局からの情報をきちんともらうというほうが合理的ではないかと思うのです。前回追記しようかという話にはなったのですけれども、でもやっぱりよく考えると、緊急性があるけれども、断片的な情報が届いているということは、やっぱり全体がつかめるとは言えないかなというふうに思うのです。なので、まず当局にきちんと伝えるということで、当局から情報をもらうというふうな流れのほうがスムーズなのではないかなというふうに改めて思ったところです。

**(宍戸一照委員長)** あくまでもこの部分については当局にまず緊急性がある場合は第1報を入れるというのが第一義的なことです。それが第一義的に、ただこの場合追記したということは、緊急性があった場合のこういうことを報告しましたよと、要望しましたよというような情報を提供すると、議会に対しても議長を通して、集約をする、一つの地域の情報として議会に提供するというような意味合いでの報告ということなので、あくまでも緊急性がある場合は、あそこのチャート図を見ただけでも分かるとおり、当局に要望しましょうということでのこの項目の行動基準になっていると。当局にまず支所を通して、もしくは当局にという、水道局並びにそれらに対応するところに第1報を入れましょうというのがあそこの趣旨でありますから、そこのところの趣旨を理解していただければいいのかなと。

**(佐々木優委員)** その趣旨は、当局に緊急の場合は連絡するというのは当然皆さん共有されていると思うし、ただそれを議員がつかんだ断片的な情報を議長が集めて、後から全体の情報が来て、集めた情報、これぐらい集まりましたみたいなのをどうするのかという気もします。

**(宍戸一照委員長)** それは議長手元で整理をするということになると思うので、整理をして、当局に上げるものは上げる。

**(佐々木優委員)** 当局に上げるというのは、

**(宍戸一照委員長)** 情報を提供するということ。



(佐々木優委員) 当局に情報行っているのですよね。

(宍戸一照委員長) 行っているわけだけれども、この場合は議会として災害対策会議、もしくは議会が災害対策会議もしくは議長手元で整理をすると、こういうふうな状況がありますねということでこの部分を入れたと思うのです。整理をします。

(山岸 清委員) 議論は尽くしたようだから、無理やりまとめないで、多数決で決めてしまったら。

(宍戸一照委員長) これはなるべくなら合意ということなので。

(羽田房男委員) 合意の機関だから、意見書と違うから。

(山岸 清委員) 何だか面倒くさくて。

(羽田房男委員) それを入れるのだったら、目的から議員の役割から全部変えなくてはならないでしょうと僕は言っているの。全然違うでしょうと、趣旨が。議会、議員、事務局の役割ということで示されている議員の(2)番、これを変えない限り、ただし書とかいろんな追記をしない限り、今言われたことは十分反映できないでしょうということです。だから、変えるしかないのです。目的から議員の役割から全部変えなくてはならない。振出しに戻してもう一回目的から議論しなくてはならないです、時間かけて。私はそう思います。

(石山波恵委員) 確認ですけれども、この場合、例えば自分の地区のところで何か緊急事があった場合、まず当局には連絡するまではみんな一緒ですよ。そこから当局から議長とか、当局からという部分のところで緊急性があるのだったらそれでいいのではないかなと私は思うのですけれども、この一報やっているときに改めて議長ともう一方の電話は、そのときは私は必要はないと思います。そういう意味です。

(宍戸一照委員長) 直ちにすることではないので。

(石山波恵委員) ということで、まず当局に上げたら、当局の判断の下、先ほど2時間置きに会議やるか云々ではない、そのタイミングでこんなこともありましたという報告の一報で耳に入れておくのは、それは大事ではないかという思いで言ったもので、私がこっちも電話して、こっちも電話してということは、それは必要はない。

(宍戸一照委員長) それは確かにそのとおり、そういうふうなことを意味しているものではないと。

(白川敏明委員) 直ちにではないというのはどのぐらいなのですか、そもそも期間的なあれというのは。

(宍戸一照委員長) 直ちにではないというのは、これ言葉的にあれで、すぐ同時にというふうな意味も含めて直ちにということではなく、当局に対して、もしくは支所に対して要望しましたと、あとこういうふうな要望もしましたよというふうな、後ですね。

(白川敏明委員) 後というのはどのぐらいの。

(宍戸一照委員長) そこはなかなか。

(白川敏明委員) それで、だから当局とかあれに一報するではないですか。そして、そこから伝わっ

たほうが絶対早いと思います。

**(穴戸一照委員長)** ただ、その部分を期間というものをこだわっているわけではないわけで、情報を提供したほうがいいでしょうということでの意味合いがあると思うのです、この部分は。

**(白川敏明委員)** 情報提供が早いほうが、できれば議会だって早いほうがいいわけではないですか。だったらそれは当局から入れてもらったほうがずっと早いです。そして、正確です。正確というか、2回目に後から電話する、ちょっとトーンダウンしたり、いろいろちょっとあれですから、逆に当局から伝わったほうがいいのではないかと思います。

**(石山波恵委員)** この文章で議員が直接市に連絡した場合は、その内容を所定の様式等により、当局が議長または議会対策と、当局と入れるとどうなのですか。当局からのというふうにするところこの部分、そして例えば後日あの日こうだったのですよと議長に大変だった思いを例えば伝える機会があったり、そのときにお話しするときは議会と会議にという意味合いのこのあれなのかと。そうすると、議会対策会議に報告する人が議員ではないということを明確にするのだったら、当局からのというふうここに1つ付け加えるとかというのはどうなのでしょう。

**(穴戸一照委員長)** まず、緊急性がある場合という、こういうふうな災害発生時の情報の流れとしては、前回のチャートもご覧いただくと分かるのでありますけれども、基本的には一般論としては当局に対して議会を通して要望しましょう、ただ緊急性、地域においてどこどこが決壊したとか、水道が爆発したとか、そういう緊急性がある場合は直接支所なりを通して、水道局とかそういうところを通して要望しましょうというのがそもそもの考え方の流れでありますから、当局はそういうような非常事態においては、大規模災害時には情報が混乱していると。そうすると、個々の議員が基本的に当局に対して直接言うのはやめましょうというのがそもそもの最初の出発点であったわけで、ただし緊急性がある場合は支所なり担当部局の水道部局なり、人命に関わるとか、そういう場合は当局に直接言うことをよしとするということでの今までの申合せの流れで来ているわけです。第1報は、そういう場合は当局、当然支所というか、を通して一報入れましょうということで来たわけですが、その後修正ということでこの部分にこれを入れてはいかがでしょうかというふうな修正案が出されてこの部分が入ったと。やはり情報の共有とか、そういう部分を含めて議会のほうで、議長手元でこういうふうな地域的な問題もあるし、どうだこうだという災害状況の把握にもつながるということで、議長に報告してはいかがかというふうなことでこの案文が追加提案されたというのが今までの話合いの経過ですね。

そこを踏まえて、結局この部分について21さんからそういうことをやるとこうではないかというのが、整理すると、個々の議員のどうだこうだというようなあれにつながるのではないかとというふうな危惧の念出されたわけで、それを改めて皆さんに問うているということですから、基本的な流れの考え方としてはそういうふうな流れで今まで議論が進んできたというのが経過かなと思いますので、その大筋の中でのご了解というようなことが今までの流れなのかなと思いますので、委員長としては

その大筋の流れの中での審議ということではないか。細かく時期的なものとか、そういうものがどうだというのはこれからの皆様の議論なりその状況にもよると思うし、それは今回の話合いの中では議論はされてこなかったというのが現状だと思いますから。ただ、情報の流れとしてはそういうふうな流れで緊急時の対応は図ったらいいのではないかとというのが大きな流れですね。その部分で皆様ご理解をいただければいいのかなと。細部についてはいろいろと議論があると思いますけれども、大筋の流れとしてはそうかなというふうに今までは話合いをなされてきたというのが現状かなと思います。

**(羽田房男委員)** 確認です。今まで議論されてきた機能継続計画案の目的、あとは名称のところに、下から3行目のところからあるのですけれども、あとは地域防災計画との整合性だったりとか、これは変更するという事はないのですね。

**(宍戸一照委員長)** はい。

**(羽田房男委員)** 分かりました。以上です。であるならば確認済みです。

**(宍戸一照委員長)** 執行機関が策定する地域防災計画、国民保護計画、あとは福島市業務継続計画というのは当然当局が策定するものでありますから、それに基づいて今までの話合いも進めてきていると、それを考慮した話合いも進めてきたということです。

**(羽田房男委員)** であるならばいいのですけれども、変な方向に行ってしまうので。

**(宍戸一照委員長)** 今整理して再度申し上げた中身でご了解いただけないかということでもう一度お話ししたいと思いますけれども、いかがでしょうか。今いろいろと皆さんからご意見は出されたところでもありますけれども。基本的な考え方としては……

**(後藤善次委員)** まずは、この会議が設置されるかどうか、設置された場合にはこういうことが生じますよというような、それが大前提なわけですね。災害の規模などにもよるのですけれども、出されたものが今度は要望を検討したりする場合、設置された後、会議の目的の中の一つで議会側から要望を出すべきではないのかというような、そういうときの皆さんから出されていた方向性はこういうものだったのではないかと、あるいはこういうことは必要であろうというように協議をしていく上で、仕様というのはやっぱり必要なのではないのかなという気がするのです。今石原委員のほうから趣旨的なものをお話しいただきましたから、やはりそういうことも考えられるということは、これはしっかりと今後報告されたものを扱う、あるいは出されたものの結果についてもそういうことを加味しながら進んでいくということを考えていただいて、せっかくここまで内容を煮詰めてきて、報告してもいいのではないかとということで追記された部分でもありますから、どんな災害のときにどんなBCPが必要になってくるかというようなことも分からないところがありますので、まずはこういう形で進めてはいかがかなと、今こういう議論になりましたので、私はそう思います。

**(宍戸一照委員長)** 21さん、今後藤委員からお話しいただいたように、そういうふうな可能性もあると、21さんからの問題提起の可能性もあるということはしっかりと十分に扱いを注意しながらという

ふうな後藤委員からのご提言もございましたので、その辺を十分に注意しながらと、扱いを。

**(羽田房男委員)** それは今後のことであって、機能継続計画の中でそれを議論するのであれば、目的を変えましょう。変えなくてはできないのだから。何のための目的を示しているのか分からないので、この目的にただし書とか追記をしてやらないとこの議論は成り立ちません。ではないと何のための福島市議会の、議会の機能継続計画案の目的が非常に曖昧になってしまうので、そのところで議論をする、今回は。そして、その後に今後藤委員がおっしゃったような例えばこういう災害のとき、こういう災害のとき、それは議論すべきだとは思いますが、今回の議論は議会機能の継続計画案なので、その中の中身で議論しているわけですから、その後は議長の判断でこういう継続機能できましたけれども、こういう個別の災害に対してもやっってくださいねというふうになれば、そこはそこでまた集まって議論するということですから、そこまで含んでやればちょっと膨大な議論になってしまうのかなというふうに思うので、目的に合わせて進めていただければと思います。

**(石原洋三郎委員)** 市民21としては、目的は変えるものではなくて、もともと追記されていなかったものを、やっぱり追記しないほうがいいのではないかというだけの話なのです。その目的がどうか、BCPの目的は羽田委員おっしゃるとおりに進めていく中での追記しないほうがいいという我々の提案だったのですけれども、ただやはり運用とかそういった部分にご配慮いただいたほうがいいというお話もあるので、そういったところであればまずはそれで始めていって、実際に運用の中で取扱注意というか、していただければというところはもちろんあるのですけれども、うちとしても。

**(宍戸一照委員長)** とにかく最初の設置目的ということは変わらないと、変えないと、またそこまで議論を逆戻りするということは、これは大変なことでありますから、それにのっとった形として、先ほど説明したような情報の流れというものをもう一度思い起こしていただき、あと後藤委員からお話をいただいたことについては、そういうふうな意見も出ているわけではありますけれども、取りあえずは、話を変えるわけではありませんが、あくまで本筋の流れはこうだということを理解していただいて、それで進めたいと思いますが、今石原委員からお話がありましたように。どうですか、追記してこのままで進めるということ。どうでしょうか。

**(渡辺敏彦委員)** これ何でかんであれ見ると、議員の役割ずっと見ていくと、安全に留意して、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会に情報を提供するとあるでしょう。必要に応じでしょう。どうでもいい。あまり影響ないような気がするのだよ。だから、例えばそういうふうになっているから、情報を当局というか、支所の災害対策本部に言って、議会に上げないからっていじめられたり怒られたりしないのでしょうか。必要に応じだから。そうすると、あまり重く感じないのだけれども。

**(宍戸一照委員長)** あと、必要に応じと同時に緊急性があって、支所とかそこに情報を提供した場合は、その意見の整理でいいのかなということを進めたいと思います。

**(渡辺敏彦委員)** だから、議長から怒られたりしないのでしょうかという話よ、言わなかったから。

(宍戸一照委員長) 怒られたり、そういう話ではないと思いますけれども。

(渡辺敏彦委員) 事務局長から怒られたりとか、当局からこちらには来なかったと言われたりとか。

(宍戸一照委員長) 議論を進めるということで、皆様のご意見もそういうふうなご意見でございますから、ここは確認済みの事項であるということで、このまま進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そういう意見も出たということは十分に考慮する。様々な意見は今出されましたけれども、考慮しながらということで。いかがですか。

では、委員長判断としてこのまま進めさせていただくということでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) ありがとうございます。では、修正しないでこのままで進めるということで進めさせていただきたいと思います。

(後藤善次委員) 先ほど申し上げましたように、21さんから出された意見も、このままではなくて、きちんと網羅していただくことは要望したいと思います。例えば報告書を会議の中で開示する場合にどこから出されたのだから分からないような、内容だけ開示するとか、何か工夫をしていくことは必要なのかなという気がします。

(宍戸一照委員長) 所定の様式等によりというのを、この方法論ですね、の内容ですね、そういうものは今後協議するというので、所定の内容、所定の様式等により報告するという一項がありますが、この部分の内容については今後協議するというので決めさせていただきたいと思います。事務局、まとめておいてください。

では、次に移りたいと思います。議会BCPにおける情報のフローについてということで、事務局、説明お願いしたいと思います。

(総務課課長補佐兼庶務係長) こちら21さんのほうからのご意見です。前回お示ししている情報等のフローの部分についてのご意見でございました。ご意見としましては、初動期、応急期、復旧復興期に分けたというか、そういったフローチャートを作成すべきではないかというようなご意見を頂戴したところでございます。

別添で前回もお示ししている資料④でございます。前回お示ししているものでございますが、ご意見を踏まえまして、情報の流れの矢印が前回までは全て同じ色だったのですが、それぞれのステージにおいてどういうものかということで色分けをして示させていただきました。21さんの趣旨がどういったところかということもあるのですが、現段階で事務局としてお示した形のものはいったことで色分けをしたということでございます。21さんの意見を踏まえて確認いただければと思います。

説明は以上です。

(宍戸一照委員長) これについて21さん、何か。

(石原洋三郎委員) フローチャートを見ていただいた中で、ある程度大まかな時系列的なところがあつたほうがいいのではないかという意見でちょっと要望したところであります。

(宍戸一照委員長) その結果として、皆さんにより分かりやすくというふうな話の中で、例えば初動期の対応、応急期の対応と、それから復興復旧期の対応という中で今までの取りまとめ、計画の内容についてまとめた図、それを図にしたというのはこういうことかなということでもありますけれども、なかなか、ここに書いてあるとおり、それぞれの時期のフローチャートを作成すべきであるということとは大きな、煩雑な、紛らわしいことになるので、あくまでも情報のフローチャートはこうですよ、情報の流れとしてまとめた計画はこうだけれども、特に初動期、応急期についてはこういうことが求められるのかなということでもまとめた図でございます。修正した図と言うべきなのかな。前回ご確認いただいたフロー図を多少色を加えたということでご理解いただければ。皆さんご覧いただいていますね、フロー図。分かりやすくしたということで。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、このフロー図で了解ということで次に進めたいと思います。

次に、前回の資料の10ページの7で災害発生時における議会運営ということで、正副議長が不在になったときというような状況が生じておりますので、その選任方法についてということでの意見でございます。

事務局、説明お願いいたします。

(議事調査課長) それでは、こちら考え方、右の枠のほうに記載してございます。これは少し長いのですが、自治法の条文を入れております。第106条という条文がありまして、議長の代理及び仮議長においてということで、普通地方公共団体の議会の議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う、これは当然の認識の部分でございます。

その下に②とありまして、第2項があるのですが、議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせるとございます。これちょっと米印でこちらで、事務局で付け足しておりますが、年長の議員が臨時に議長の職務を行い、臨時議長でございます。組織議会やるときの臨時議長ですが、臨時議長が議事進行を行いまして、仮議長の選挙を行う。臨時議長と仮議長と別に考え方がございます。ここで仮議長が選挙により決まると。ただ、選挙につきましても指名推選の方法と、それからいわゆる投票による方法というふうにございますが、緊急時であることを考えますと、指名推選という形になるのが想定されるのかなというふうに思います。

その下、③でございます。議会は仮議長の選任を議長に委任することができるという項目もございまして、仮議長を選ぶのは先ほどの選挙以外にも議長が決めることもできるというのが自治法の規定でございます。

それぞれ、その下にまた②とあるのですが、ここからは考え方の部分でございます。②の場合、議長も副議長も欠けた場合でございますが、緊急性がございます。ですので、選挙をするのですが、選挙の方法は臨時議長、年長議員による指名推選という形が1つ考えられるのではないかと。

その下でございます。③の場合です。これはどちらかお一人が欠けた場合でございますけれども、

運用といたしましては、本会議で議長に委任しますというものを決を採る、委任議決を行いまして、その後に議長、議長が欠席の場合は副議長が仮議長を指名する。法律上は議長が決めればよいという形になっておりますが、事前に代表者会あるいは議運、こういった場面で仮議長の予定者を決定しておきまして、その議員を議長あるいは副議長が指名するという形も取れますというような形が法に基づく対応ということでございます。

ただ、ご提案がありましたのは、あらかじめこの部分を順位をつけて決める方法もあるのではないかというご意見でございます。これにつきましては、実際他市におきましてもそういう順番をつけているところがございます。今手元にありますのは、所沢市なんかですと、議長の職務代理者の優先順位第1位は副議長、第2位は議運の委員長、第3位は総務経済常任委員長なんていうふうに決めている自治体もございます。その辺も踏まえてではございますが、ただ1つここで留意する点につきまして、まず議長の権限という部分がございます。また、序列を決めた場合におきましても、感染症という事象を考えたときに、果たして序列の順位どおりの方が仮議長に対応できるのかどうか、あらかじめ決めてもそのとおり運用ができるかどうかの担保が感染症においては少し心配な部分もあるというようなところもございます。まさにこれにつきましては法に基づく規定どおり、その状況に応じて対応するというのも一つの方法ではないかというふうに事務方のほうでは考えてございますが、この点につきましてご協議いただければと思います。

説明は以上です。

**(宍戸一照委員長)** 今事務局から説明いただきましたように、21さんからはあらかじめ順位を決めておいたほうがいいのかというようなご意見でございましたけれども、他市の事例からしてもそういうところもあると。ただ、現実問題としては法律実務上このような形で議会運営の次第というものはある程度、議長選出の方式というのは定義されているということも、規定されているということもありますから、今事務局の提案としては法律にのっとり、その状況に応じて選出したほうがいいのかというのが事務局の提案でございますが、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

**(二階堂武文委員)** 今事務局のほうで説明いただきましたが、感染症のケースを考慮した場合、やはり法に基づく対応でいいのかというようなご説明だったかと思いますが、私もこれで法に基づくような対応という考え方でいいと思います。

**(宍戸一照委員長)** ほかに意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** では、今事務局の説明の法に基づいて粛々と進めればいいのかというようなことでの提案でよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** では、そのように、21さんからの提案ではございますけれども、法に基づいて決めるということで決定したいと思います。

続きまして、説明員ですね。11ページにあります7、災害発生時の議会運営ということで、説明員が被災した場合と事務局員が被災した場合についての考え方ということで、このような問題提起がございましたが、これについて事務局、説明お願いいたします。

**(議事調査課長)** こちらは、11ページ、7番の(2)、(3)とあります。その前のこのページの上段に(1)というのもあるのですが、(1)というのが議員が被災した場合で、本会議、前のページでございますけれども、それぞれ定足数を満たす場合、満たさない場合、議運であるとか委員会、特別委員会で定足数を満たす、満たさないというところでのそれぞれの場合分けの整理をいたしまして、(2)の中で説明員が被災した場合、これは説明員ですので、当然定足数云々は関係ない立場の方でございます。事務局の場合につきましても同様ですが、事務局の場合につきましては、基本議事運営を行う担当課の職員がおりますが、係員もおりますが、それが被災人数が多くて運営をそもそも行う本来の担当ができない場合という場合は開会日の変更等も考えなければなりません、本来の担当でなくても事務局の内部で職員の体制、応援体制といいますか、その辺を調整することによって運営に支障がないように最大限努力をするというような整理が(3)、アとイの部分でございます。そういう状況で説明員、事務局職員、議員ということで3つ場合を分けたというのがこのつくりでございます。

いただきましたご意見につきましては、(2)の説明員が被災した場合、(3)の事務局職員が被災した場合についても早急に代表者会、議運を開催し、開会日の変更を協議すると、それぞれの立場の場合であっても代表者会、議運をやった上で開会日の変更を協議すべきだということをして差し込んで、あらゆる条件に対応すべきでないかという趣旨のご意見かと思えます。ただ、こちらの案としましては、まず(1)、議員の皆さんの場合であるとか、(2)の説明員、(3)、それぞれの項目に基づいて若干会議の関わり方の部分、その部分での差異がございますので、その差異に応じての表現というところがまず前提でございます。そしてあと、説明員が被災した場合とか事務局職員が被災した場合に、必ずそれをもって代表者会であるとか議運を開くというパターンでない場合もございます。例えば説明員が変更になる場合、本会議でございますけれども、本来であれば議運で説明員の変更を確認いたします。ただ、コロナ禍におきましては、コロナ等の理由の場合はその議運での確認というのは現在省略をいたしております。そういった形で必ず議運あるいは代表者会というのが前提にならないような運用の部分もございますので、逆にこの表現を全て説明員と事務局職員の場合に入れてしまうと、その部分は画一的なパターンといいますか、逆に足かせといいますか、柔軟な対応が取れない可能性もあるのかなというふうに考えをいたしまして、こちらにつきましてはご意見のとおり採用ではなく、当初案でいかがかというふうに考えたところでございます。

説明は以上でございます。

**(宍戸一照委員長)** 今の説明のとおりでありますけれども、いかがですか、皆様、ご意見は。意見ございませんか。



【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) とすれば、今の事務局案ですとしたいところでありますが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) では、今の事務局案ですということで、21さんからこのようなあれがありましたけれども、現状のままということで進められればというところでございますが、次に進みたいと思います。

続きまして、11ページ、同じページでありますけれども、議会中継システムが使用できない場合の対応についてと、これについて説明お願いいたします。

(**議事調査課長**) では、こちらは(4)になります。11ページ、下段の(4)にございます部分です。いただいたご意見につきましては、(4)の③の部分ございます。議会中継システムが使用できない場合ということで、ここは見え消し、色をちょっと変えておりますけれども、当初は速やかな復旧に努めるという言葉が入ってございました。21さんのご意見はこの速やかな復旧に努めるというのは削除すべきだということで、削除する形で今回ご提案してございますが、もともとの趣旨といたしましては、①と②、①は会場の話をしてございます。議場、委員会室が使用不可能な場合、これにつきましては代替方法を考えると。代替施設としておりますが、代わりを考える。②につきましては音響、録音設備等々でございまして、システム的な部分でございます。これが災害で使えない場合は、記載にあるような代替の機器を使って対応すると。③でございますけれども、これは議会中継システムという固有のシステムを言っておりまして、この固有のシステムの代替というのが現状なかなか想定しづらいと。ユーチューブあるいはタブレット端末を使って映すとか、イメージではあるのですが、なかなか中継システムに代わるものをすぐに準備はできないだろうということで、③につきましてはそもそもこのシステム自体を速やかな復旧に努める、つまり代替が想定できないので、こちらは速やかな復旧に努めるという意味合いでここに入ってございましたが、ただ①、②につきましても、21さんのご意見のとおり、代替のことを考えますが、そもそもものを速やかな復旧に努めるのは当然の前提だというふうに考えた場合は、③にこの表現がなくてもよろしいのかなという整理をいたしまして、削除する考えで今回ご提案したという内容でございます。

説明は以上でございます。

(**宍戸一照委員長**) この部分、皆様の資料には速やかな復旧に努めると黄色でマーキングしてありますけれども、ここの部分を削除するという21さんのご意見を基にして修正をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。今事務局説明のとおりでありますけれども。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) では、そのように修正をさせていただきます。

次に、12ページの感染症流行時の対応ということで話を進めたいと思います。

まず、(4)の感染症拡大時の本会議、委員会の開催についてということで、事務局員が被災した

場合と同様にすると追記すべきであるという項目、(5)、事務局員が感染症に感染した場合の業務体制について、議長判断により柔軟に対応すべきとあるがというふうなことをございますけれども、これについて説明お願いしたいと思います。

(議事調査課長) それでは、こちらの項目、改めて計画案からご確認いただきたいと思います。12ページ、8の(4)でございます。感染症拡大時の本会議、委員会の開催についてという項目です。こちらは実は7の災害の場合の想定を受けての項目になっておりまして、具体的な表現をしてございません。7の災害発生時の議会運営の(1)と(2)と同様にするというふうにしてまとめています。同様に(5)につきましても事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制という形にしまして、7の(3)、被災した場合と同様にするという形です。それぞれ今度7のほう戻っていただきましてご覧いただきたいと思いますが、7につきましては……

(穴戸一照委員長) 前のページ、11ページですね。

(議事調査課長) 11ページの(2)でございます。中ほどにございます。説明員が被災した場合、それから事務局職員が被災した場合という形で表現をされております。

いただきましたご意見につきましては、それぞれ今度8の(4)、(5)でございますけれども、8の(4)の(1)、(2)は感染症拡大時の本会議、委員会でございまして、先ほど7のほう見ていただきましたが、こちらは(1)の議員が被災した場合と(2)、説明員が被災した場合と、この2つを受けての感染症の場合というふうにしてございますが、ここにではなぜ、ご提案にありますとおり、(3)の事務局職員が被災した場合が入っていないのか、入れるべきではないかというご意見なのですが、もともとの理由といたしましては、事務局職員については、これは考え方のほうに記載してございますけれども、会議開催前の状況、つまり議員の皆様であるとか当局説明員は会議の主体となる皆さんでございます。事務局職員は会議の開催の前の部分の裏方といいますか、そういう立場にありますので、その会議を開く前、開いた後、あとは会議の主たる立場の方とそうでない方、その辺の違いもありますので、ここは一緒くたにしない整理のほうよろしいのではないかとというのが当初の考えでございます。

考え方の部分読み上げますが、事務局職員については会議開催前の状況による対応も想定されることから、ここで全て一緒くたにはしませんで、本会議、委員会というカテゴリーの一つにしませんで、(5)の事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制のところ、ここであえて分けたという対応をいたしました。これ別建てとしたということですが、当日の出席者であります議員の皆様、説明員、事務局はおのずと立場、また会議に関わる時間的な部分の違いがあります。ですので、(4)には入れませんでしたということでございます。ただ、(4)に入れて支障があるかとなりますと、支障となる形ではございませぬので、入れる整理もあるのですが、この分け方としましては、事務局は(5)の中で業務体制ということで、本会議、委員会、それ以外の部分も含んだ、網羅した形での表現ということで区別をさせていただいたというのが当初の趣旨でございます。その辺を踏まえまして、今回

ご提案はございましたが、性質が違うということで、（４）に加える形は取らないということで再度ご提案をさしあげるものでございます。

説明は以上でございます。

**（宍戸一照委員長）**これにつきまして、今当局より説明がございましたけれども、皆様のほうからご意見があればお述べいただきたいと思えます。

**（石原洋三郎委員）**ふくしま市民21の考えといたしましては、ページを11ページ見ていただいたときに、事務局職員が被災した場合ということで、（３）のところで被災者が少数のときと被災者が多数のときとあるのですけれども、これは何をもちいて少数なのか、多数なのかというところで、例えば総務課から議事調査課のほうに人員をシフトさせるとか、あるいは応援をしてもらうというのは最終的に議長の人事権にあるということでありまして、それを判断する中において、13ページに戻っていたときに、事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制としては、議長の判断によって事務局の人的シフトを柔軟に行っていくとしたほうが事務局の円滑な業務運営ができるのではないかとということで提案をさせていただいた次第であります。

**（宍戸一照委員長）**今21さんから提案理由について説明がございました。そうした中で、事務局と今の提案を受けて正副及び事務局で協議いたしましたところ、ここの今市民21さんからご提案いただいた、問題提起をいただきました前のページに戻って、一度は会派了解をいただきました部分ですが、事務局職員の被災者が少数のときと被災者が多数のときという文言、これがやっぱり指摘のとおり引っかけ部分がございますものですから、これについて何らかの会派了解をいただいたところでありまして、皆様にもう一度お諮りをし、この部分と11ページを整理した形、内容的に統一性を取った形の文言に修正をしたらいいのではないかとということで提案をしたいと思えます。これについてお願いいたします。

**（議事調査課長）**私のほうで今説明ちょっと漏れておりましたが、副委員長からおっしゃられた部分、多い、少ないの関連、この部分がどういった形なのかというのははっきり示さないとならないのではないかとすることもございまして、委員長、副委員長とのご調整の上、一つこの内容、多い、少ないの部分をクリアすべき内容の資料、案として今作ってございますので、これをこれから追加資料で皆さんにご覧いただけるように設定したいと思えます。

**（宍戸一照委員長）**送信ありますので、少々お待ちください。

**（議事調査課長）**今設定いたしましたので、一度タブレットのほうまず戻っていただきまして……

**（宍戸一照委員長）**更新をお願いいたします。

**（議事調査課長）**協議の中で追加というそのままのタイトルにしているのですが、②、市民21の意見による修正というデータが今出てきたかと思われそうですが、ご覧いただけますでしょうか。

**（宍戸一照委員長）**それでは、皆様、今の修正案についてお聞きいただけましたか。

では、説明をお願いします。

(議事調査課長) それでは、資料でございます。こちら意見等ということで、まずもともとの提案にございますP12のほう、計画の8、感染症流行時の対応ということで、こちら(5)の部分です。事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制等ということで、7、災害発生時の議会運営、(3)、事務局職員が被災した場合と同様にするというで変わりがありませんが、7のほうが変わってございます。(3)、事務局職員が被災した場合、議長判断により、課内、課間の応援体制により会議、括弧書きを運営する。なお、状況によっては会議の開会日の変更を検討するというで、まず事務局職員の体制が多い、少ないの部分は完全に取っ払っておりまして、あくまで議長判断によりという言葉入れてございますが、ただ21さんのご提案は柔軟に対応するという表現でございましたが、元の案のほうがより具体的な表現でございましたので、柔軟にの意味合いははっきり示したほうがよろしいかということで、議長判断により、元の記載にあります課内、課間の応援体制によりと、つまり議会内部での開催なのだということで、そこが見えるようにいたしました。でない場合は、例えば議会事務局以外の当局職員の議会OBも含まれるのかであるとか、その辺がちょっと明瞭さが欠ける部分がございますので、議長が判断して対応できるのは議会の内部ということで、内部ということで課内、課間の応援体制によりというような形にしております。それによらない場合、状況によっては会議の開会日の変更等を検討するというで1つの文章にまとめた案でございます。

説明は以上でございます。

(宍戸一照委員長) 今の説明のとおりでありまして、ここの前の合意事項、協議、了解事項であります部分で多少と、多い、少ないの判断の基準というのが不明確であったということになりましたので、そこを統一して、前のページの7の(3)を一本にまとめた。その結果としてこういうような文章で議長判断によりということでまとめさせていただき、その結果として12ページの8、感染症流行時の対応ということで、こちらについてこのような形で記載をさせていただいたというところでございますが、これについてご意見があればお述べいただきたいと思っております。こういうふうに整理させていただいたところです。前回了解をいただいておりますが、改めて修正ということで提案をさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、了解ということで進めてまいりたいと思っております。

続いて、8番目、13ページの10、計画の見直しを行う組織についてであります。

これについて事務局より説明をお願いします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、こちらのほうですが、13ページの10の計画の見直しのところでございます。(2)のところでございます。見直しを行う組織についての規定の部分でございます。前回、見直しを行う組織は代表者会とするというふうにお示しをしております、協議の中でただし書について規定をするというようなことで協議がされたというところでございます。それを踏まえて今回13ページに記載をさせていただきました。こちら確認いただきたいと思っておりますが、見直し

を行う組織は代表者会とする、ただし内容によっては代表者会において検討組織を決定するというような前回の協議に基づき、今回お示しをさせていただきましたが、前回と今回も踏まえてですが、21さんのほうからのご意見については、あくまでも見直しを行う組織は代表者会において決定するというご意見を前回からも継続して出されているというところがございます。理由としては、前回同様でございますが、記載のとおり、代表者会で実施計画や要綱など上位に来るマニュアルについて、代表者会が見直す内容を決めたことはないというようなご意見でございましたが、今回このようなことで案としましては第一義的に代表者会とするというふうにしておりますが、ただし書で内容に応じて検討する組織を代表者会において決定するというようなただし書を設けることで了解いただけるのかどうかというところを踏まえてご協議をいただければというふうに思います。

説明は以上です。

**(宍戸一照委員長)** 前回見直しを行う組織は代表者会とするということでご了解をいただいたところでありまして、再度21さんからご提案、意見をいただきましたので、その意見も考慮しながらということで、ただし書を加えると、見直しを行う組織は代表者会ではありますけれども、その内容いかんによっては代表者会において検討組織を決定するというのをただし書として加えるということでの修正を提案したいと思いますけれども、いかがでございませうか。ご意見あればお述べいただきたいと思ひます。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** ご異議がなければ、このただし書を加えるということで決定としたいと思いますけれども、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** ありがとうございます。

続きまして、感染流行時の傍聴対応について、考え方のとおりでよいかということでの、これは耀ふくしまさんですね、ちょっと飛びますけれども、耀ふくしまさんから提案いただいた問題提起でございませうが、計画見直しの組織の下、オンライン会議でありますけれども、オンライン会議につきましては21さんと共産党さんから2点提案がございませうけれども、その下の耀ふくしまさんから出ております感染症流行時の対応ということで話を進めたいと思ひます。

事務局、お願いします。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** それでは、計画案の12ページをご覧ください。8の感染症流行時の対応で(3)の中の③でございませうので、ページ的には13ページになるかと思ひますが、傍聴の対応のところではございませう。前回の委員会の中でも羽田委員のほうからご発言があった部分を意見として出していただいたというものでございませう。③、傍聴のオのところですが、前回お示しした案では本会議は傍聴席を減らすというふうにお示しをいたしました。ご意見としましては、傍聴席を減らすことができるというような記載にしてはどうかというようなご意見を頂戴したところでは、理由としては、

イとウの部分で記載していただく対応、またウでは遠慮いただくというような表現をし、傍聴者へ一定程度配慮を示しているが、オでは減らすというふうな言及するのは配慮が足りないのではないかとというようなご意見でございました。

右側の考え方の部分でござりますが、傍聴席を減らすということは議会が行う行為であって、そういった意味で議会が減らすので、そういった記載をしているということでございます。一方、イとかウのところではいただくというような表現は議会が傍聴者に行動してもらうことをお願いというか、することでございますので、いただくという表記をしているというふうに捉えております。減らすのは議会側が行う行為、また記載していただくとか、そういった部分については傍聴者が行う、していただく行為ということで表現が変わっているということでご理解いただければと思います。したがって、③のアのところなのですが、前回マスクの着用、入場時の消毒液による手指消毒を行うという表現をしていました。ここも傍聴者にとっていただく行為でございますので、行っていただくということで、逆にここを訂正させていただいて、ご了解をいただけないかというようなことをご提案でございます。

それから、併せて12ページの8の(2)の③と④のところ、黄色でマーカーしてありますが、前回会議の中で、委員会の中で委員のほうから発言があったとおり、ここを今感染予防を取るというふうに修正させていただきました。前回感染予防を図るという表現でございましたが、会議の中でここを対策を取るということで表現を修正をさせていただきましたので、併せてご確認をいただければというふうに思います。

説明は以上です。

**(宍戸一照委員長)** 今の説明については、感染症流行時の対応ということで、主に市民の皆様との関係、それから議会における対応、これについて言葉の語句、最後の締めの部分で修正ということで提案いただきましたので、このように変更させていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**(宍戸一照委員長)** それでは、ご了解いただいたということで、次に進めたいと思います。

続いて、本日の協議事項であります項目ごとの内容の協議4回目ということで行いたいと思います。本日は、前回お持ち帰りいただいたオンライン会議導入の検討について協議したいと思います。

まずは、今のページの上段の部分、オンライン会議についてはということで市民21さんからと日本共産党さんから2項目について提言がござりますので、それについて協議をしていく、さらにはオンライン会議の導入について検討を進めてまいりたいと思いますので、まず事務局より説明をお願いいたします。

**(議事調査課長)** それぞれご提案ございます21さん、日本共産党さんからの意見を踏まえて、考え方につきましては右の欄でござりますが、ご意見を踏まえ、オンライン会議について協議しますと、同様でございます。あとは、議員自宅のWi-Fi環境整備も必要になるということで、そちらにつき

ましては本日の協議を踏まえて、結果を踏まえて今後の判断という部分で記載してございます。

本日ご協議いただくものにつきましては資料幾つか準備してございますが、まず背景といたしまして、オンライン会議でございますが、他の市議会におきましても新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に関する観点、これは総務省からも通知等来てございます。それ以外に地震等の災害時に参集が困難な場合、交通機関の乱れ等でなかなか委員会、議場に來れないということもあるのかと思います。そうした場合を想定した場合、議会継続、議会が止まらないようにするための一つの方法としてオンライン会議というものもあるのではなかろうかということで、さらにBCP、議会の業務継続、機能継続という観点からもオンライン会議という手法を考える必要性があるのではないかというのが一つの背景でございます。

もう一点につきましては、委員会でのオンライン会議というのは総務省から通知が来てございます。本会議は、まだそういう形になってございません。ただ、それ以外につきましては、総務省のQ&Aの中で協議等の場、いわゆる代表者会等々、そういったものにつきましてもオンライン会議はそれぞれの議会の決め様で実施することは可能というような形でございます。その場合、規定の改正が必要でございますが。あわせて、打合せ等々も、委員会で事務局、議員の皆様との打合せでも例えばオンライン会議なんていうものも念頭に置いた場合に、単に委員会のみならず協議等の場、そういったものを含めた議会全体でのもろもろの対応の中で、危機管理上オンライン会議の導入という検討が必要であろうと。これは議会運営委員会がもちろんメインになりまして委員会等を考えていくべきではありますが、それ以外の幅広の部分、こういったものについての危機管理、業務継続を考えた場合に、BCPの特別委員会、まさに特別委員会でやってございますので、オーソライズ、全体的なアウトラインの整理、こういったものもこの委員会の中でご検討を進めていくという形でいかがかというのが先般の委員長からのご提案でございます。

そういったことを受けまして、まず本日は全国的にオンラインの会議の導入、これが求められているという状況の資料を準備してございます。それぞれ3つありますが、まずは⑤の資料でございます。⑤の資料につきましては、全国市議会議長会の要望でございます。第98回ということで、今年の5月でございます。これはちょっとボリュームがあって恐縮ですが、全体要望全てのものを記載してございますが、下に書いてあるページ、小さい字ですが、5ページというページがございます。サイドボックスのページでいいますと8ページになります。下の数字では小さい5が入ってございます。こちらが7番のところ。地方議会のオンラインの開催という要望をしてございまして、まず読み上げますと、感染症の蔓延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産、育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催を拡充することということを全国市議会議長会では国等に要望しているというのがこちらでございます。今年の5月でございます。

続きまして、⑥の資料ご覧いただきたいと思います。⑥は、ページは1枚だけでございます。こちらは、中核市議長会の要望でございます。ちょっと時期が古いのですが、令和3年11月ということで、去年の11月にまとめたもの。基となるものは、大津市で提案したものでございます。オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正についてということでございます。こちらは中ほどからご覧いただきたいと存じます。段落でいうと1段落2行目からですね。実は大津市のほうにつきましては職員のコロナ感染が蔓延したという状況で、庁舎の閉鎖という事態がございました。そういった事態もありましたので、このような庁舎の閉鎖と地方議会の会期が万が一重なった場合には、本会議の開催が不可能となり、全ての議案が専決処分されるという不測の事態も想定される。したがって、自治法による二元代表制の一翼を担う地方議会としては、こうした非常時においても議会に与えられた権能を十分に発揮できる非常手段の確保が喫緊の課題となっており、折しも行政のデジタル改革が求められている中、IT技術を活用したオンライン本会議の実現が強く求められるという形でございます。また、オンライン本会議実現の意義については、全国都道府県議長会7月14日付の決議の中でも触れられているとおり、大規模自然災害や感染症対応としての非常手段の確保以外にも議員の出産、育児と議会活動の両立に資するものである。ついては、オンライン本会議の実現に向けた自治法の改正、早急に実現されるよう要望するということで、委員会のみならず本会議につきましても、またここにありますが、災害対応以外の事由についても同様なご要望でございます。

あと最後に、⑦の資料でございます。こちらは、都道府県議会の今年7月の要望のようです。こちらにつきましては、本文の上段のほうから段落でいいますと4つ目にまたというのがございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大という危機を契機に地方議会のデジタル化推進の必要性は高まっている。地方議会のデジタル化については、行政の高度化に対応しつつ、障害の有無等にかかわらず議員が多様な議員活動を積極的に進め、平時、災害時、コロナ禍においても議会機能を十分に発揮できるようにしていく必要がある。よってということでございまして、よっては(4)番でございます。地方議会のデジタル化の効果的な推進のため、議会のデジタル人材の確保、配置や通信環境の整備等への支援を行うこと。また、近年の大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の蔓延、議員の出産、育児と議会活動の両立が求められている状況等を踏まえ、本会議をオンラインにより開催できるよう検討の上、必要な制度改正を行うことということで、この3つともいずれも本会議という形になってございますが、これは一つ委員会がすぐに対応可能だということを前提の上で、本会議まで広げた上でオンライン化の採用を早期に実現できるようにということで国等に求めているというのが全国的な趨勢、状況でございます。こういった点も踏まえまして、今後のオンライン会議の検討につきましてどのように進めていくかご検討をお願いしたいという内容でございます。

説明は以上でございます。

**(穴戸一照委員長)** 今事務局より全国議長会、市議会議長会及び中核市議長会、都道府県議会議長会からの要望書により、既にオンラインでの委員会開催というものは総務省令によって認められており



ますから、本会議の開催というところまで踏み込んだ形で要望が出されていると。そうした中でBCP特別委員会においてはやはり、先ほど来申し上げて、またBCP計画の本来の目的であります非常時の議会運営、危機管理というか、それをどうするかというのが大きな目的でありますから、そうした中で今説明がありましたような様々な事象も想定されるということでもありますので、その事象を想定した場合、やはりオンライン会議、委員会のみならず、オンライン会議、協議等の場もございますけれども、それらも含めて本市においてオンライン会議の導入というものをBCP計画の中で盛り込むべきではないかということが前回の正副の提案でございました。そうした中で、今いろいろ説明がございましたが、これについて2つの会派から意見がございましたので、趣旨を説明いただきたいと思えます。

まず、21さん、お願いいたします。

**(石原洋三郎委員)** こちらに書かれているとおり、オンライン会議については議会運営委員会ですら議論をすべきであるというのが当会派の意見であります。といいますのも、議会の運営に関わってくることでありますので、BCPで先に議論をするということでもなくて、やはり議会運営に関わる部分なので、まず議運で議論すべきというのがうちの考えであります。

**(穴戸一照委員長)** 共産党さん、お願いいたします。

**(佐々木優委員)** ここに書いてあるとおりです。準備することは必要というふうに考えます。

**(穴戸一照委員長)** 以上、2つの会派からこちらに提示した意見が述べられておりますことについての説明がありましたけれども、委員会としては、前回ご提案申し上げましたように、委員会の議会運営という観点もございますけれども、危機管理上、いろんな事象が起きる場合を想定した場合、やはり制度としてオンライン会議も導入して、計画の中で盛り込んで今後整備を進めるべきではないかと。当然会議規則、委員会条例の改正については議運での議論を経なくてはなりませんけれども、ここの議論の結果を踏まえた上での制度設計になろうかと思えますけれども、BCP計画上、危機管理上という観点から制度として導入をしておくべきではないかということでの本来のBCP計画の目的を達成するためということでの議論を進めてまいりたいと思えますけれども、これについてご意見があればお述べいただきたいと思えます。

**(石原洋三郎委員)** 議運のほうでの最終的には条例の改正とか、そういう確認が必要になってくるということではあるのですけれども、議運での議論の状況とかを教えていただければとは思っておりますけれども。

**(議事調査課長)** 議運では、オンライン会議ということでの議題では一切ご協議は進んでおりません。

**(石原洋三郎委員)** であるならば、議運で条例の改正とか、議会運営に関わることで必要になってくるのであれば、やはり議会運営委員会で議論をしていくということは重要なのではないかなと思うのですが。

**(議事調査課長)** まず、この特別委員会で議会機能継続という内容でのご協議いただいております。

その中の一つの手法としてオンライン会議があると。オンライン会議は議会運営の部分も出てまいりますので、当然会議規則であるとか委員会条例、こういったものの改正も出てくる可能性がございますが、今まずはその改正をする、しない、議会運営にどれだけ規定に影響があるかも分からない状態でございます。まずは、オンライン会議というものが危機管理上必要という中、その上でどういったオンライン会議があるのかというのは、特別委員会でございますので、当然この特別委員会の中でご協議いただく形もあろうかと思えます。さらに言えば、議会運営の中で委員会のみならず協議等の場、それ以外の部分も含まれるのであれば、議会運営委員会でももちろん対応可能だと思えますが、そういった直接的な議会運営でないような会議あるいは内容についてもご協議いただくということであれば、危機管理、業務継続という観点での協議を特別委員会でお進めいただいて、ある程度進んだ段階での議運との、これはちょっと議長に諮問すべきとかいろいろありますが、整理が行われてもよろしいのではないかと。最初に議運からという形もあろうかとは思いますが、危機管理という観点で初めに特別委員会でご協議いただいた上で、しかるべきときに議運という形もあろうかと考えております。

以上でございます。

**(穴戸一照委員長)** 今事務局からの説明に対して、石原委員。

**(石原洋三郎委員)** オンライン会議となりますと、例えば各常任委員会とか、場合によっては先ほど大津市のほうから本会議もという話の要望が出ているぐらいかと思うのですけれども、例えばあと各検討委員会とか広報委員会とか、そういった各委員会のまさに運営にも関わってくるところで、条例改正も必要となってくるというところで、議会運営委員会では、確認なのですけれども、まだ一度も話はされていないということではよろしいのですか。

**(議事調査課長)** オンライン会議としては、まだご協議は一切ございません。

**(山岸 清委員)** 今日の委員の中に議運の人いるのかい。

**(穴戸一照委員長)** 議運メンバーは、二階堂委員だけですか。

**(山岸 清委員)** だけだね。要するにこれ私オンライン会議この特別委員会でやってもいいけれども、やっぱり議運の人らにすれば何だか自分らの権限侵されたような気持ちになられても困るのだよな。だから、仲よく議運でもやっぱりこのオンライン会議も勉強というか、議題にしてもらってほしい方がいいのではないかなと思うのだな。ただ、両方の委員会意見違うなんていうことないように、とにかくやっぱり議運は議運の立場があるから、オンライン会議こっちのほうでやりましょうと言って、いきなりぶつけられて、何だろう、二階堂さんだけ分かっていたからなんていったのでは怒られてしまうから、やっぱりある程度議運でももんでもらうのがいいことではないかと私は思います。

**(議事調査課長)** まさに山岸委員おっしゃる部分が大事な部分でございますので、同時に同じ協議の内容で、切り口は違えども、議運と特別委員会で審査し、検討して行って、結論が違った場合、議会の意思として違う形になり得ますし、またこういった内容につきましていろんな組織も関わってまいります。ICTの活用検討会の中でも、ICT活用検討会で確認した上で、それぞれ各会議体の委員長、

副委員長なんかにもご協議して、場合によっては答申という形で議長に行った上で、議運の委員長にお知らせして、議運の中で最終確認をしてというようなこともしておりますし、過去においては基本条例の場合でも、基本条例は全ての内容に関わってきましたので、基本条例の特別委員会が幹となる方向を確認した上で、随時関係する会議のほうにもお知らせをしたり、運用基準という形でご意見等いただいたりという横串の形を取ったりもしてございました。ですので、議運からであっても、特別委員会からであっても、そういった関係する組織についてのご協議なり対応なりというのは当然出てまいります、まず最初にスタートする部分が議運からなのか、あるいは特別委員会なのか、この辺の部分の整理、全てこれが議運からというスタートでなくても、今回の目的が危機管理であるとか、災害対応であるとか、業務継続ということであれば、特別委員会である程度アウトラインをご検討いただいた上で、しかるべきときに議運でもという進め方、同時にはできませんので、先に特別委員会で議論をスタートしていただいてという形もあるのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上です。

**(宍戸一照委員長)** 今課長から説明がありましたように、あくまでも当委員会はBCPということで、危機管理の観点からいかに議会機能を継続させるか、中断することなく継続させるかという、それが大前提でございますので、今回こういうような危機管理上、議会機能を継続させるための一つの手法としてオンライン会議、これは委員会に限らず、他の全ての議会運営に関わることであります議会機能を継続させるための会議に関わることでございますから、まずは問題提起をする意味において今後オンライン会議について議論を継続し、問題提起をしていくということが一つのきっかけになるのかなというふうに思いますので、今後はやっぱり論点を整理した場合、21さんがおっしゃる議運に任せたいのかと、任せるのかという議論と同時に、今回の目的でありますBCPでの議会機能を継続させる危機管理という観点からの議論ということを進めるべきではないかというふうに正副としては思うところがございますので、その辺について会派の意見を集約していただいて、次回の議論に進めてまいりたいと思いますので、本日の課題、論点整理としては、最終的にはその部分を会派の意見を願いたいと、見解を次回までに集約をお願いしたいということでの論点整理としたいと思いますが、次回の意見集約、いかがでございますか。

**(石原洋三郎委員)** 議運のほうとしても既にBCPでオンライン会議というお話はできておりますので、議運のほうでも議論をしていただくということは大切なのかなと思うのです。議運のほうで話し合われていない中でBCPが先行するということは、やはり市民21の考えとしては慎重であるべきだという考えがあるので、やはり基本的には議会運営委員会でまず議論をしていただきたいというのが市民21の考えではあるということです。

**(宍戸一照委員長)** その辺を含めまして、次回までに各会派の意見をまとめていただき、提出をお願いしたいと思います、いかがでございますか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、そのような形で論点を整理させていただき、次回の意見集約というふうに進めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(**羽田房男委員**) もう一度宿題といひますか、オンラインに関して具体的にBCPの中で進めるのか、それとも同時並行的に議運で進めるのか、議運が先行して議論した後にBCPが後から議論するのか、そういう選択を会派の意見を持ってこいと、そういう意味なのでしょうか。どういう意味なのでしょうか。

(**宍戸一照委員長**) 委員長としては、このまま特別委員会において議論を進めて、ツールとしてオンライン会議も危機管理対応の中であるのだよということのある程度の意見を集約し、それと同時にあと議運とか様々な機関がござひますので、そこに対して問題提起をしていくと。ということなので、基本的にはある程度の計画というものをこのBCP委員会でまとめたというふうを考えておりますので、それについて今21さんのほうからは、いや、中断をして議会運営委員会での議論を待つべきであるというふうなご意見もござひましたが、その辺を含めて皆様のご意見を頂戴したいと思ひます。それでお願ひしたいと思ひます。あくまでも正副としては、石原さんは市民21さんの意見は出しておりますけれども、正副委員長としての考え方としてはそういうふうな考え方で現在まで進めてきたということござひますので、ご了解いただいて、ある程度、当然先ほど来申し上げておるとおり、委員会規則とか会議規則というのは議運での検討をされるべきことでありますから、いろんな状況というのは整理はされなくてはならない。しかしながら、オンライン会議の開催ということはBCP計画の中で盛り込みたいというのが意向でもござひますので、そこをひとつご協議、ご意見をお願ひしたいと思ひます。以上ござひます。

正副委員長からは以上ですが、最後にその他といたしまして、皆様のほうから何か意見はござひますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) なければ、先ほどのご意見等について12月の1日、議会改革でござひますが、12月の1日、本会議開会日でござひますが、1日までに事務局のほうへ提出をお願ひしたい、忙しいところでありますけれども、そのようにお願ひして、本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午前11時50分 散 会

議会機能継続計画策定特別委員長

宍戸 一照